

広報かるまい お知らせ版 その1

毎月第2・第4水曜日発行
全世帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

緊急雇用対策事業実施のお知らせ

町では、失業されている方の雇用機会の創出と生活の安定を図るため、国が行う雇用対策事業の一環として下記の事業を実施します。事業には、町が直接実施する事業と町が各種団体や民間企業などに委託して実施する事業がありますが、雇用の対象となるのは現在失業中で、求職活動をされている、軽米町に在住の方です。

採用を希望される場合は、二戸公共職業安定所（ハローワーク）において求職者登録を行った上で紹介状の交付を受け、町または町が事業を委託した各種団体や民間企業などへ応募していただき、面接試験等を経て採用者が決定されます。

募集の時期など詳細については、町や二戸公共職業安定所（ハローワーク）が発行する求人情報などをご覧ください。

【問い合わせ先】
・役場産業振興課商工観光グループ（☎46-4746）
・二戸公共職業安定所（ハローワーク）
二戸市石切所字荷渡6-1（☎23-3341）

○平成25年度緊急雇用対策事業実施予定一覧

※この事業は、町議会3月定例会の議決後（承認を得て）行うものです

事業名	事業（業務）内容	実施予定時期
学力向上支援事業	小中学生を対象に、特定科目（算数・数学等）の理解力向上を図るため学習支援員を各小中学校に配置し学習効率の向上を図る。	H 25.4～H 26.3 （採用予定人員6名）
介護施設支援（花の里かるまいスタッフ確保）事業	人材の確保が難しい状況にある軽米地区の介護施設に、介護職員の業務を補助する人材を配置し、経験を積ませながら介護職員としての人材を育成する。	H 25.5～H 26.1 （採用予定人員2名）
介護施設支援（くつろぎの家スタッフ確保）事業	人材の確保が難しい状況にある晴山地区の介護施設に、介護職員の業務を補助する人材を配置し、経験を積ませながら介護職員としての人材を育成する。	H 25.5～H 26.1 （採用予定人員2名）
保育サポート・家庭子育て復興支援事業	保育園、児童館等で児童の心のケアや個別支援、保育補助を行う支援員を配置する。また、家庭保育者については、必要に応じ家庭訪問を行い、育児に対するアドバイス等を行い、子育て環境の推進を図る。	H 25.5～H 26.3 （採用予定人員6名）
消防防災施設設備等点検管理事業	東日本大震災の影響による求職者を雇用し、防災無線、消防防災施設及び設備等の点検や管理業務を行い、復興に向けて安全安心のまちづくりを推進する。	H 25.5～H 26.3 （採用予定人員1名）
地域農業復興計画作成・見直し事業	東日本大震災の影響による求職者の雇用の場を確保するとともに、地域農業の復興に向け、基幹産業である農業を活性化するため、「人・農地プラン」を作成する。	H 25.5～H 26.3 （採用予定人員2名）
公共交通震災復興推進事業	地域公共交通の見直しを図り、東日本大震災の影響による被災者の生活や通勤の足を確保し、併せて被災による求職者の雇用の場を確保しながら復興に寄与する。	H 25.5～H 26.3 （採用予定人員1名）
街路灯調査・点検整備復興支援事業	震災・老朽化等の原因で倒壊等の恐れがある街路灯があるため、町で管理している街路灯の調査・点検等を実施し、適切に管理することにより、治安維持・災害防止等を図るとともに、震災の影響で失った雇用機会を創出し、震災復興に役立てる。	H 25.5～H 26.2 （採用予定人員2名）
震災等雇用創出学校整備事業	東日本大震災以降、児童生徒に安全安心な学校環境を提供するため、これまで以上に学校施設の点検整備を十分に行うことが求められている。学校施設や備品の管理整備を行うための支援員を配置するものである。	H 25.4～H 26.3 （採用予定人員1名）
観光と物産復興支援事業	震災の影響によって落ち込んだ観光客を呼び戻すため、各種施策の実施や誘客PR等に努め、震災からの復興をアピールする。	H 25.5～H 26.3 （採用予定人員1名）
復興団体開催推進事業	平成28年度に開催される第71回国民体育大会岩手県大会の軟式野球競技（成年）の会場地となっている。国体で震災からの復興をアピールするため会場を整備し、町を挙げて社会教育・生涯スポーツ活動の充実を図る。	H 25.5～H 25.11 （採用予定人員3名）
学校給食支援事業	東日本大震災の影響により学校給食調理場では、安全安心な給食を提供するため、食材や提供する給食の放射能測定など業務量が増えている。また、震災以降軽米高校に通学する生徒に給食を提供し、保護者の負担軽減を図っていることから、調理支援と配膳指導、片付け、食器洗浄などのため、支援員を配置する。	H 25.5～H 26.3 （採用予定人員1名）
被災障がい者調査相談支援事業	被災障がい者の心のケア及び相談支援を行う。また、障害者の声を施策に生かすために、障がい者からの意見や要望を把握することを目的に、アンケートを実施し、集計結果を障害者計画策定の材料として反映させる。	H 25.5～H 26.3 （採用予定人員1名）
幼稚園保育サポート、家庭子育て支援事業	児童の心のケアや個別指導、保育補助を行う支援員を配置する。また、震災以降、働く保護者のため保育時間の延長を行うため、保育補助員および事務員を配置する。	H 25.5～H 26.3 （採用予定人員3名）
着地型観光復興推進事業	震災の影響により落ち込んだ観光客を呼び戻すため、観光施設等の点検や整備、プランナー作成や花畑の整備等を充実させ、復興のアピールに資する。	H 25.6～H 25.12 （採用予定人員3名）
学校図書館復興支援事業	東日本大震災以降、児童生徒の心のケアのため、学校図書館の整備充実が求められている。町内小中学校の学校図書館を巡回しながら、子供たちの読書活動の支援と図書の登録や整理などを行うことにより、子供たちの震災からの復興を支援する。	H 25.4～H 26.3 （採用予定人員1名）

町の臨時職員を募集します

※緊急雇用創出事業による募集は【緊急雇用】と表記しています。

業務内容	【緊急雇用】 小中学校を対象とした特定 教科（算数、数学等）の学 習支援	【緊急雇用】 学校統合に向けた小中学校 の環境整備や備品管理等の 作業	【緊急雇用】 幼稚園延長保育支援事業	
			園児の心のケアなど 保育補助 (預かり保育対応)	園内の清掃環境整備および 園児の給食補助
募集人員	6名	1名	2名	1名
応募資格	○現在失業中で求職活動をして いる方 ○教員免許資格所有者	○現在失業中で求職活動をして いる町内在住の方 ○普通自動車運転免許取得者	○現在失業中で求職活動をして いる町内在住の方 ○保育士資格所有者は優遇	○現在失業中で求職活動をして いる町内在住の方
雇用期間	平成25年4月22日から6ヶ月 (最長平成26年3月31日まで更新あり)		平成25年5月1日から6ヶ月 (最長平成26年3月31日まで更新あり)	
賃金	日給10,620円	日給5,660円～ 6,580円	日給4,932円～ 5,550円	日給2,600円～ 2,950円
通勤手当	通勤距離2km以上の場合には通勤手当が支給されます			
勤務時間	午前8時15分から午後3 時まで(6時間勤務、休憩 45分) ※勤務地により前後あり	午前8時30分から 午後5時30分まで	午前11時45分から午後6 時30分まで(6時間勤務、 休憩45分)	午前11時から午後3時ま で(4時間勤務)
休日	原則として土、日、祝日 学校の長期休業期間	原則として土、日、祝日		
加入保険	雇用保険、労災保険、健康保険および厚生年金			雇用保険、労災保険
試験方法	個人面接試験			
試験日	4月17日(水) ※詳細は別途連絡します			
申込方法	①ハローワーク二戸(二戸公共職業安定所)に求職者登録し、紹介状の交付を受ける。 ②市販の履歴書に写真を貼付し、紹介状とともに役場担当グループへ提出する。(郵送可)			
申込期限	4月12日(金)午後5時必着(郵送可)			
問い合わせ先	教育委員会事務局教育総務グループ(☎46-4743)			

業務内容	【緊急雇用】 学校給食の配膳・片づけ指導・ 食器洗浄等の指導支援	【緊急雇用】 保育園・児童館等の子育 て支援、保育補助員	介護保険認定申請にかか る認定調査票の作成業務 (認定調査員)	利用者宅や室内での入浴・ 食事・排泄解除業務 (介護職員)
	募集人員	1名	6名	1名
応募資格	○現在失業中で求職活動をして いる町内在住の方	○現在失業中で求職活動をして いる町内在住の方 ○保育士資格所有者は優遇	○普通自動車運転免許取得 者 ○経験者優遇	○ヘルパー2級以上の資格 所有者 ○普通自動車運転免許取得 者(AT限定不可)
雇用期間	平成25年5月1日～6ヶ月 (最長平成26年3月31日まで更新あり)		平成25年4月1日から平成26年3月31日まで (継続雇用可)	
賃金	日額4,242円～ 4,938円	日額5,660円～ 8,500円	月額139,100円	月給139,100円 ～149,600円
通勤手当	通勤距離2km以上の場合には通勤手当が支給されます			
勤務時間	午前8時15分から午後3時 まで(6時間勤務、休憩45分)	午前7時30分から 午後6時までの間で8 時間	午前9時から午後4時まで (6時間勤務：介護職員は早番・遅番あり)	
休日	原則として土、日、祝日、学 校の長期休業期間	月～土曜日のうち5日 間勤務(シフト制)	原則として土、日、祝日	原則として土、日 (祝日勤務あり)
加入保険	雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金			
試験方法	個別面接試験			
試験日	4月17日(水) ※詳細は別途連絡します		3月28日(木) 午後1時 役場3階会議室集合	
申込方法	①ハローワーク二戸(二戸公共職業安定所)に求職者登録し、紹介状の交付を受ける。 ②市販の履歴書に写真を貼付し、紹介状とともに担当部署へ提出する。(郵送可) ※介護職員の希望者は資格証の写しも提出ください。			
申込期限	4月12日(金) 午後5時必着(郵送可)		3月25日(月) 午後5時必着(郵送可)	
問い合わせ先	教育委員会事務局・教育総務 グループ(☎46-4743)	健康福祉課・福祉グループ (☎46-4736)	健康ふれあいセンター (☎46-4111)	

※この事業は、町議会3月定例会の議決後(承認を得て)行うものです。

広報かるまい お知らせ版 その2

毎月第2・第4水曜日発行
全世帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

町の臨時職員を募集します

業務内容	各戸給水装置台帳整備および 管路台帳整備に係る補助事務	畜産振興に係る事務補助員
募集人員	1名	1名
応募資格	○現在失業中で求職活動をしている方 ○普通自動車運転免許取得者 ○パソコン操作経験のある方	○普通自動車1種免許 ○パソコン操作経験のある方 (ワード、エクセル必須) ○畜産振興事務のため、家畜 (牛)の飼養経験のある方
雇用期間	平成25年4月1日から9月30日まで(更新あり)	
賃金	日給 6,580円	日給 5,400円~ 6,580円
通勤手当	通勤距離2km以上の場合には通勤手当が支給されます	
勤務時間	午前8時30分から午後5時30分まで	
休日	原則として土、日、祝日	
加入保険	雇用保険、労災保険、健康保険及び厚生年金	
試験方法	個人面接試験	
試験日	3月28日(木) ※詳細は別途連絡します	3月26日(火) ※詳細は別途連絡します
申込方法	①ハローワーク二戸(二戸公共職業安定所)に求職者登録し、紹介状の交付を受ける。 ②市販の履歴書に写真を貼付し、紹介状とともに役場担当へ提出する。(郵送可)	
申込期限	3月25日(月) 午後4時必着(郵送可)	3月22日(金) 午後4時必着(郵送可)
問い合わせ先	町水道事業所 (☎46-4742)	産業振興課・農林振興グループ (☎46-4740)

※この事業は、町議会3月定例会の議決後(承認を得て)行うものです。

テーマ図書展(3/31まで)

一般向け「花粉症対策」

今春の花粉飛散量は、例年より多いとの予報です。さらに、今年は中国の大気汚染物質が花粉症を悪化させる可能性も指摘されており、つらいシーズンになりそう。早めの予防対策に役立ててください。

児童向け「ウソから出たまこと?」

4月1日はエイプリルフール。ちょっとしたいたずらが許される日です。ウソがきっかけで楽しい出来事が起こったり、にやっとなついたり、そんな本を集めてみました。こんなウソならだまされてもいいかも?

【問い合わせ先】町立図書館
(☎46-4333)

プラスチック製容器包装 分別収集実証試験の結果について

プラスチック製容器包装分別収集実証試験

○実施区域

町内15行政区(世帯数で町全体の約36%)

○収集日と収集量

資源ゴミのプラスチック類収集日に収集した

月日	収集量(kg)	備考
11月22日(木)	20	
11月23日(金)	130	
11月26日(月)	190	
11月28日(水)	120	
11月小計	460	(1回あたり 115.0kg)
12月24日(月)	50	
12月26日(水)	260	
12月27日(木)	64	
12月28日(金)	256	
12月小計	630	(1回あたり 157.5kg)
1月23日(水)	210	
1月24日(木)	50	
1月25日(金)	200	
1月28日(月)	160	
1月小計	620	(1回あたり 155.0kg)
合計	1,710	(1回あたり 142.5kg)

中小企業金融円滑化に関する 相談窓口を開設

中小企業円滑化法の最終延長期限を3月末に迎えることから、県内中小企業者からの資金繰りや経営改善等に関する相談に対応するため、「中小企業金融円滑化に関する相談窓口」を設置しました。お気軽にご相談ください。

相談機関	電話受付時間、連絡先
県庁経営支援課 (県庁2階)	平日 9:00~17:00 〒020-8570 盛岡市内丸10番1号 ☎019-629-5542
盛岡財務事務所 (盛岡合同庁舎4階)	平日 8:30~17:15 〒020-0023 盛岡市内丸7-25 ☎019-625-3353 FAX019-622-7482

平成24年11月から平成25年1月までの3か月間(のべ12回)行われた「プラスチック製容器包装分別収集実証試験」にご協力いただきありがとうございます。結果は下記のとおりでした。

今後、この実証試験の成果を「軽米町一般廃棄物処理基本計画」の策定に生かすとともに、更なる資源循環型社会の実現に向けてのゴミ減量化施策に取り入れていく予定ですので、町民の皆さまのよりいっそうのご協力をお願いします。

【問い合わせ先】町民生活課
町民生活グループ
(☎46-4333)

経営所得安定対策（農業者個別所得補償制度）申請受付のお知らせ

○水田転作の申請受付を、3月25日（月）～4月10日（水）まで下記日程により行います。

- ・平成25年産水稲共済細目書異動申告書と併せての受付となります。
- ・畑作物（麦、大豆、そば）の数量払を申請する方で、畑地に作付がある場合は、所在地と面積の届出が必要です。

期 日	受付時間	場 所	対 象 行 政 区
3月25日（月）	9:30～11:30	山内農構センター	平、中村、和当地、大久保、東
	13:30～16:00		貝喰、駒木、山口、上・下谷地渡
3月26日（火）	9:30～11:30	増子内農村振興会館	上・下増子内、戸草内
	13:30～16:00	高家生活改善センター	高家、向高家、外川目、苜敷山、西里
3月27日（水）	9:30～11:30	小玉川生活改善センター	屋敷、市野々、小玉川
	13:30～16:00	小軽米生活改善センター	河北、上・下河南、沢田
3月28日（木）	9:30～11:30	晴山公民館	高清水、横枕、観音林東・西・南・北、沼
	13:30～15:00	下野場営農研修館	下野場
	15:30～16:30	上野場研修館	上野場
3月29日（金）	9:30～11:30	円子生活改善センター	上円子、蛇口
	13:30～16:00		下円子上・下、板橋、大沢
4月3日（水）	9:30～11:30	上尾田自治公民館	上・下尾田
	13:30～16:00	晴山農構センター	上・下晴山、早渡、内城
4月4日（木）	9:30～11:30	長倉生活改善センター	長倉、小松
	13:30～15:00	米田農構センター	蜂ヶ塚、米田、大久保
	15:30～17:00	牛ヶ沢自治公民館	牛ヶ沢、民田山
4月5日（金）	9:30～11:30	七ツ役公民館	七ツ役、松ノ脇
	13:30～16:00	笹渡農構センター	高柳、鶴飼、笹渡、百鳥
4月8日（月）	9:30～11:30	大清水地区活性化センター	大清水、新井田、駒板、東台
	13:30～15:00	竹谷袋公民館	竹谷袋
4月9日（火）	9:30～11:30	上館農構センター	上館、仲軽米、沢里、岩崎、車門
	13:30～14:30	八木沢公民館	八木沢
	15:00～16:30	百目金公民館	百目金

○上記受付日以外の受付は役場産業振興課で行いますが、割当日以外としてください。

○届出期限

- ・水稲共済異動細目書の届出は平成25年5月10日（金）までです。
- 経営所得安定対策（農業者戸別所得補償）の交付金加入申請も併せて届出願います。

○届出に持参するもの

- ・印鑑（認印可）
- ・振込口座を変更する場合、又は新規加入申請の場合は通帳（本人名義）

【問い合わせ先】軽米町農業再生協議会事務局（産業振興課・農林振興グループ内 ☎ 46-4740）

職場のトラブル 解決をサポートします！

岩手労働局では、平成13年10月に施行された「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づき、労働者と事業主との間の解雇・いじめ・労働条件の切り下げなどのトラブル（個別労働関係紛争）について解決援助サービスを提供します。

提供するサービスは、

- ①総合労働相談コーナーで相談受付
- ②岩手県労働局長による助言・指導
- ③紛争調整委員会によるあっせん制度

詳しくは、岩手労働局企画室総合労働相談コーナー（平日9時～17時）

（フリーダイヤル 0120-980-783）
もしくは最寄りの労働基準監督署またはハローワークにお問い合わせください。

国家公務員採用試験のお知らせ

人事院では、次のとおり国家公務員採用試験を実施いたします。

試験名	申込受付期間	第1次試験日
総合職試験 （院卒者、大卒程度試験）	【インターネット】 4月1日（月）9:00 ～4月8日（月）受信有効	4月28日（日）
一般職試験 （大卒程度試験）	【インターネット】 4月9日（火）9:00 ～4月18日（木）受信有効	6月16日（日）
一般職試験 （高卒程度試験）	【インターネット】 6月24日（月）～7月3日（水） 【郵送・持参】 6月24日（月）～6月28日（金）	9月8日（日）

※インターネットによる申込みが出来ない環境にある場合は、総合食試験は3/29（金）までに、一般職試験（大卒程度試験）は3/21（木）～4/8（月）までに下記にまでお問い合わせください。

【問い合わせ先】人事院東北事務局 第二課 試験係
☎ 022-221-2022
URL: <http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>

広報かるまい お知らせ版 その3

毎月第2・第4水曜日発行
全世界帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

胃がん検診を受けましょう

町では、下記日程で胃がん検診を実施します。

※例年より受付時間が短くなっている地域がございます。日時をご確認のうえ、受診ください。

期日	受付時間	場 所	対象地区
4月3日(水)	6:00~8:30	米田農業構造改善センター	蜂ヶ塚・米田・牛ヶ沢・民田山・米田大久保
		笹渡農業構造改善センター	高柳・鶴飼・笹渡・百鳥
4月4日(木)	6:00~8:30	軽米町健康ふれあいセンター	山田・仲軽米・沢里・上館・岩崎・車門・東台・萩田・門前
4月5日(金)	6:00~8:00	山内農業構造改善センター	山口・貝喰・山内駒木・山内大久保・上谷地渡・下谷地渡・平・中村・和当地・竹谷袋・東・新井田・大清水・駒板
	6:00~8:30	高家生活改善センター	下尾田・上尾田・小松・苧敷山・向高家・高家・西里・外川目
4月7日(日)	6:00~9:00	軽米町農村環境改善センター	蓮台野・大町・下新町・向川原・長倉・桜山・ 全地区
4月8日(月)	6:00~8:30	晴山公民館	下野場・上野場・高清水・横枕・沼・観音林東・観音林西・観音林南・観音林北
	6:00~8:00	晴山農業構造改善センター	下晴山・上晴山・早渡・内城
4月9日(火)	6:00~8:30	円子生活改善センター	上円子・下円子上・下円子下・板橋・蛇口・大沢
		小玉川生活改善センター	屋敷・市野々・小玉川
4月10日(水)	6:00~8:30	小軽米生活改善センター	戸草内・下増子内・上増子内・七ツ役・河北・上河南・下河南・沢田・松ノ脇・百目金・八木沢
4月14日(日)	6:00~9:00	軽米町農村環境改善センター	荒町・仲町・本町・元屋町・上新町・軽米駒木・君成田・新光団地・緑ヶ丘・ 全地区

※対象行政区以外の場所でも受診できます。平日に都合のつかない方は、4月7日と14日の日曜検診をおすすめします。検診を申し込んでいない方でも受診できますので、毎年受けておきましょう。

●検診料

1,300円(対象者:平成25年度中に35歳以上になる方)

ただし、次に該当する場合は、無料となります。

- (1) 70歳以上の方(昭和19年4月1日以前に生まれた方)
- (2) 65歳以上70歳未満の方でも、後期高齢者医療制度に該当している方
- (3) 生活保護世帯に属する方

【問い合わせ先】

健康福祉課・健康づくりグループ
(健康ふれあいセンター内 ☎46-4111)



「森と水とチューリップフェスティバル」臨時出店者募集!



「雪谷川ダムフォリストパーク・軽米」では、毎年チューリップの季節、多くのお客様に来園いただいています。

本年も多くのお客様を迎えるため、「森と水とチューリップフェスティバル」を開催しますが、フェスティバルを盛り上げるため、臨時出店者を募集します。

☆出店予定日: 4月29日(月・祝)~5月19日(日)の21日間

☆出店場所: フォリストパーク林間駐車場(管理棟前広場)

☆募集区画: 22区画

☆出店条件等: ①町内の団体・事業者・個人であること
②臨時営業許可は事務局が一括で申請します。ただし、別に免状や許可が必要な場合もありますのでご確認ください

☆ステージイベントは5月3日(金・祝)、5日(日)、12日(日)です

☆出店料: 1区画2,000円+ゴミ処理料500円 = 2,500円(1日あたり)

☆申込方法: 必要書類を役場産業振興課まで提出してください(出店申込書及び出店要項は産業振興課にあります)

☆申込期限: 4月4日(木)午後5時まで

《出店者打ち合わせ会》

★日時: 4月11日(木)午後1時30分から

★会場: 役場3階会議室

【申し込み・問い合わせ先】軽米町観光協会(役場産業振興課・商工観光グループ内 ☎46-4746)

国民健康保険の手続きをお忘れなく!

春は就職や転勤、入学、転入、転出など、異動の多い季節です。異動のあった日から14日以内に、役場町民生活課または各出張所へ必ず届出をしてください。(国保は自動で切り替わりませんので必ずご自身で手続きが必要です)

◎加入手続き

内 容	届出に必要なもの
職場の健康保険をやめた	健康保険資格喪失証明書、印鑑
軽米町に転入してきた	健康保険資格喪失証明書、印鑑
被扶養者からはずれた	被扶養者資格喪失証明書、印鑑
生活保護を受けなくなった	生活保護廃止決定通知書、印鑑
子供が生まれた	母子手帳、印鑑

◎その他

内 容	届出に必要なもの
退職者医療制度の対象となった	保険証、年金証書、印鑑
修学のために転出するとき	保険証、在学証明書(学生証可)、印鑑
記載事項に変更が生じた	保険証、印鑑

国保の手続きは届け出をした日からではなく、以前の保険証の資格喪失日まで遡って加入となります。国保税もその分遡って課税されますので届け出が遅れると一時的に負担が大きくなります。国保の手続きは忘れずに14日以内に届出るようお願いいたします。

◎喪失手続き

内 容	届出に必要なもの
他の市町村へ転出する	国民健康保険被保険者証、印鑑
職場の健康保険に加入した	国保証と職場の保険証、印鑑 (資格取得証明書でも可)
被扶養者になった	
生活保護を受ける	生活保護決定通知書、国保証、印鑑

●修学のため軽米町から転出する場合●

国保に加入中の方で大学や専門学校等へ進学するために軽米町より転出される方には、学生用の保険証(マル学証)を交付します。(但し、親から仕送りを受けない、または受けていてもごくわずかで学生自らが独立した生活を営んでいる場合には対象とはなりません。)

保険証の交付には毎年更新の手続きが必要となります。また、加入できる期間は学校を卒業する年の3月31日までです。

【手続きに必要なもの】

- ・学生証の写しまたは在学証明書、使用中の国保証、印鑑(4月1日以降に発行されたもの)

【問い合わせ先】町民生活課
町民生活グループ (☎46-4734)

◎3月で大学、専門学校等を卒業される皆さんへ◎

現在、学生用の保険証を交付されている方で今年度卒業する方は4月1日以降現在使用中の保険証は使用できなくなりますので、下記のとおり手続きをお願いします。

①卒業後、就職先の健康保険へ加入する場合

- ・卒業証書の写し、国保の保険証、新しく加入した保険証、印鑑

②卒業後、健康保険等に加入しない場合

- ・卒業証書の写し、国保の保険証、印鑑

→住所を在学中に引き続き軽米町以外に置く場合には、軽米町の国保を脱退し、所在地の市町村国保へ加入する必要があります。加入手続きに関する問合せはお住まいの市町村へお願いします。

高齢受給者証が更新されます

現在、70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者の方に交付している『国民健康保険高齢受給者証』は平成24年4月～平成25年3月まで窓口負担割合が1割となっておりましたが、さらに平成25年4月～平成26年3月までの1年間、同様に1割に据え置かれることになりました。

4月1日より以下の点が変更となるため、新しい高齢受給者証を交付します。

《変更箇所》

一部負担金の割合	2割(平成25年3月31日までは1割)
----------	---------------------



一部負担金の割合	2割(平成25年7月31日までは1割)
----------	---------------------

※新しい受給者証は3月下旬に各世帯へ郵送します。4月1日より新しい受給者証をお使いください。また、古い受給者証は3月31日を以って使用出来なくなりますので、ハサミなどで細かく切り捨てるか、役場・町民生活課までお返し下さい。

※受給者証の一部負担割合が3割の方は、変更箇所がありませんのでお持ちの受給者証をそのまま使用下さい。

【問い合わせ先】町民生活課
町民生活グループ (☎46-4734)

HOME「愛しの座敷わらし」

(水谷豊主演)

和泉聖治監督作品の上映会を開催します

和泉聖治監督作品(撮影地:遠野ふるさと村他)の映画上映会を開催いたします。

お誘いあわせの上、ご来場ください。

★開催日時

平成25年3月23日(土)

①午後2時～午後4時30分

②午後6時～午後8時30分

★会 場

軽米中央公民館ホール

★入場料 無料

【問い合わせ先】軽米中央公民館
(町立図書館内☎46-4333)

広報かるまい お知らせ版 その4

毎月第2・第4水曜日発行
全世帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

平成25年度 軽米町地介護予防支援サービスのお知らせ

町では、介護予防のためのサービスとしてさまざまな事業を行っています。今回は、その内容をお知らせしますので、利用を希望する方は必要な手続きをお勧めいたします。なお、現在サービスを利用している方も、新年度に改めて申請手続きが必要です。

事業名	1. おむつ支給事業	2. あったかヘルパー	3. はつらつデイサービス
事業内容	常時おむつ等を利用する方を、在宅で介護されている家族へ社会福祉協議会で一人1か月あたり4,000円程度のおむつ等を現物支給します。(2ヵ月に1回の支給を限度)	(1) 家事に関すること 調理、洗濯、掃除、買い物など (2) 介護に関すること 食事・排せつ・入浴・着替え・通院などの介助 (3) 相談や助言に関すること これらの支援を行います。 (ただし、年末年始を除く月～金まで)	閉じこもり予防、介護予防を目的にした「デイサービス」 <サービスが利用できる施設> ・軽米町社会福祉協議会 ・くつろぎの家
(対象者) おおむね65歳以上	要介護4・5と判定された町民税非課税世帯の在宅高齢者を介護している家族	①積極的に介護予防が必要と判定された方 ②一人暮らしまたは高齢者だけの世帯 ③支援が必要な方 いずれかに該当する方	①介護保険の該当にならなかった方 ②積極的に介護予防が必要と判定された方 ③一人暮らしまたは高齢者だけの世帯の方 ④支援が必要な方 いずれかに該当する方
対象品目	1, 紙おむつ 2, 尿とりパット 3, リハビリパンツ	原則として1回当たり1時間、1週間に2回を限度とします。	月1～2回または週1回程度の通所(送迎付き)
自己負担額	なし	1時間当たり150円(生活保護の方は無料)	1回あたり750円(生活保護の方は無料)
その他	社会福祉協議会までの交通手段がない方は、「あったかヘルパー」申請により自宅へのお届けも可能です。		【申し込み】 サービスを利用したい施設へ直接、申し込み下さい。 軽米町社会福祉協議会 ☎ 46-2881 くつろぎの家 ☎ 47-2351

事業名	4. よりそい弁当	5. ひとり暮らし高齢者見守り事業	6. 介護手当
事業内容	月曜日～土曜日まで、夕食として1回当たり1食を配達します。 ※利用者宅に原則手渡しで配達します。	相談員が家庭訪問または電話による見守りを月1回実施	1年間、介護保険サービスを必要最低限のみ利用し、在宅で適切に介護されている家族に対し年額10万円を限度に支給する。
(対象者) おおむね65歳以上	①食事の調理が困難なひとり暮らしまたは高齢者だけおよび障がい者だけの世帯の方 ②積極的に介護予防が必要と判定された方 いずれかに該当する方	ひとり暮らし高齢者で軽米町災害時要援護者台帳に登録している方 ※他のサービスを利用している方は、対象外となる場合があります。	①町民税非課税世帯の方 ②要介護4・5と認定された方を在宅で適切な介護をしている方 ③介護保険サービスを必要最小限で対応している方 以上の全てに当てはまる方
自己負担額	お弁当(ごはん・おかず) ……300円 おかず(ごはんなし) ……200円	なし	なし
その他	※介護認定を受けている方は、担当ケアマネジャーへご相談下さい。		※申請の際は、担当ケアマネジャーへご相談下さい。

※ どのサービスも要件から外れた場合には支給停止となります。
※ 詳しいことは、健康福祉課地域包括支援センターにお問い合わせください。

【申し込み・問い合わせ先】健康福祉課・包括支援センター
(健康ふれあいセンター内 ☎ 46-4111)



～健康食品の悪質な販売手口にご注意ください！～

「以前お申込みいただいた健康食品を今から送ります」などと突然電話があり、「申し込んだ覚えがないと断っても強引に送ると言われた」という相談が岩手県内でも数多く寄せられています。同様の手口は、健康食品以外の海産物などでも見受けられます。ご注意ください。

【相談事例】

①「明日、健康食品を送る」と言う電話があった。とても乱暴な口調で、「頼んでいない」と言っても「送る、送る」と繰り返す。「消費生活センターに相談をする」と話すと、相手は「裁判所に話す」と言って電話を切った。家族に聞いても誰も注文した人はいない。

②「電話注文を受けた健康食品を送る」と覚えのない電話がきた。「電話注文の録音がある」と言うので「聞かせてほしい」と言ったところ「だめだ」と言われた。「健康食品は注文を受けてから作るのだから買ってもらわなければならない」とのこと。「相談する」と言ったら急に態度を変え、「裁判すると言うなら3か月分の7万円を支払え」と言った。どのように対応したらよいか。

〈ひとことアドバイス〉

- (1) 申し込んだ覚えもなく、購入するつもりもなければ、きっぱり断りましょう！
- (2) 商品が届いてしまったら・・・
 - ①断ったにもかかわらず、一方的に送り付けられた場合は商品を受取拒否しましょう。
 - ②電話で勧誘されて承諾してしまった場合は、クーリング・オフをしましょう。
- (3) 高齢者がトラブルにあっていないか、見守りましょう
- (4) トラブルにあったら、すぐ県民生活センター又はお近くの消費生活センターに相談！

【問い合わせ先】岩手県立県民生活センター
 (☎019-624-2209)
 二戸消費者生活センター (☎23-5800)

平成25年度公益財団法人さんりく基金 県北・沿岸地域の振興事業を助成します

1. 25年度助成事業(1次募集)を募集します。

公益財団法人さんりく基金では、県北・沿岸地域の振興を目的とする事業に対し、助成を行っています。このたび、平成25年度の事業を募集しますので、申請をご希望の方は、さんりく基金助成事業募集要項に基づき、平成25年3月29日(金)までに公益財団法人さんりく基金事務局あて関係書類を提出してください。全体事業と提出関係書類などの詳細については、下記さんりく基金のホームページをご覧ください。

2. 募集区分と助成要件は次のとおりです。

助成区分	目的	助成対象者	助成限度額	応募締切
県北沿岸地域 特産品開発事業助成	県北沿岸地域の地域資源を活かした新商品の開発や既存商品のリニューアル経費を助成	県北沿岸地域の企業又は個人事業者	50万円 (4/5以内)	(1次募集) 3月29日 (2次募集) 6月28日
地域コミュニティ 再生計画事業助成	県北沿岸地域において地域住民が主体となって作成する地域再生計画の策定やその計画実現に向けた活動経費を助成	地域住民が主体となる活動団体(自治会、集落組織、仮設団地、仮設商店街、復興商店街、その他の活動団体)	100万円以内 (定額助成)	(1次募集) 6月28日

(注) 上表の「県北沿岸地域」に、軽米町は含まれます。

※ なお、助成の種類は他にもありますが、県北地域が対象となる事業のみ掲載しております。

【申し込み・問い合わせ先】公益財団法人さんりく基金事務局(県政策地域部地域振興室内)
 (☎019-629-5212 FAX 019-629-5219) URL: <http://homepage3.nifty.com/sanrikukikin/>

ハートフル・スポーツランド「パークゴルフ場」シーズン券のご案内

平成25年度のシーズン券の受付をおこないますので、ご利用くださるようお願いいたします。

- 申込み開始：3月18日(月)から(土・日・祝日を除く)
- 申込み場所：町教育委員会・生涯学習グループ(4月2日からはパークゴルフ場での受付も行います)
- 受付時間：午前8時30分～午後5時
- 申込み内容：①氏名・住所・電話番号等(前年度登録済みで、住所等変更のない方は、氏名のみお知らせください)
 ②3月中は受付だけを行い、4月から料金を納めていただき、パークゴルフ場受付で、料金と引き換えでシーズン券をお渡しします。
- 料金：一般・学生…5,000円 児童・生徒…1,000円
- ※シーズン券を利用できる期間は、4月から11月末までです。
- ※ハートフル・スポーツランドのオープンは、4月2日(火)からの予定ですが、天候等により遅れる場合がありますので、ご了承ください。



【申し込み先・問い合わせ先】町教育委員会事務局・生涯学習グループ(☎46-4744)
 ハートフル・スポーツランド「パークゴルフ場」(☎46-3889)